

## 出展規約

### ■規約の履行

本イベントにおいて展示、セミナー等を行う企業・団体等（以下出展社という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができますものとします。その際、出展社から事前に支払われた費用の返還、および出展契約の解約によって生じた損害について主催者は補償いたしません。

### ■出展資格

出展社は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービスを提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品、サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

### ■出展社名

出展申込書に記入された出展社名は、本イベントの告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイドなどに掲載いたしますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

### ■展示小間位置・プレゼンテーション時間割の決定

展示小間位置・プレゼンテーション時間割は、出展契約日、出展規模、プレゼンテーション申込有無、過去の出展実績等を考慮のうえ主催者が決定し、詳細はメールで発表いたします。主催者は、なるべく出展社の意向を尊重するよう努めますが、必ずしも全ての意向を反映させることができないことを了承していただきます。

### ■出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展契約の成立とします。

### ■出展料金の支払い

出展社は、請求書に記載された期限までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。原則、前納制となります。支払期日までに、出展料金のお振込が確認できない場合、主催者は小間の提供を断ることが出来るものとします。

### ■出展契約の解約

出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、下記の解約料が発生します。

- ① 出展契約成立の日から 2022 年 10 月 31 日迄は、出展料金の 50%
- ② 2022 年 11 月 1 日以降は、出展料金の 100%

### ■転貸の禁止

出展社は主催者の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等を行うことはできません。

### ■イベントの中止

天災や感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請など、主催者の都合以外の理由によって展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含む）、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻し、それ以外は一切の責任を負わないものとします。

### ■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社およびその関係者が本イベントへ出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。

### ■搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者が提示された期間内にすべての展示品および装飾物の搬出・撤去完了するものとします。

### ■展示規定

出展社は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示および主催者が提供する規定に従わなければなりません。出展社は、自社の展示が近隣の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。

### ■写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。